

日本学生支援機構の奨学金申し込みについて

- 日本学生支援機構の奨学金とは
- ・ 選考基準を満たす人を対象に、大学進学後に一定額が給付または貸与される奨学金です。

奨学金の種類		備考
給付奨学金（原則返還不要）		授業料・入学金の免除・減額制度と組み合わせることも可能
貸与奨学金 （大学卒業後に返還が必要）	第一種奨学金 （利息なし）	基準を満たす生徒を対象に第二種奨学金との併用貸与も可能
	第二種奨学金 （利息あり）	月額2万円～12万円の中から1万円単位で選択可能
	入学時特別増額貸与奨学金（利息あり）	10万円～50万円の中から10万円単位で選択可能

- ・ 他団体の奨学金と併せてこの奨学金制度を利用することができますが、相手方が併用を認めていない場合があるため、該当団体に確認してください。
- 申し込みを希望する場合、書類の配付および説明を行いますので、担当あて連絡をください。
- ※ 各種書類を作成し、5月29日（金）までに本校事務室へ提出する必要があります。
- 日本学生支援機構のホームページに詳細が記載されているので、必要に応じて参照してください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin>

問合せ先  
奨学金担当  
事務室 福本  
職員室 廣瀬  
電話 0466-26-4151

(参考)

○ 給付奨学金について

- ・ 学力基準および家計（収入・資産）基準を満たす必要があります。

基準の種類	基準内容
学力基準 ①・②のいずれかを満たす必要あり	① 高校における申し込み時までの全科目の評定平均値が5段階評価で3.5以上である
	② ①に該当しない場合、学習意欲を有する
家計基準 ①・②の両方を満たす必要あり	① 収入基準：住民税非課税世帯またはそれに準ずる世帯と認められる
	② 資産基準：申込者（生徒）および生計維持者（父母）の資産の合計が一定額（生計維持者が一人の場合1,250万円、2人の場合2,000万円）未満である

○ 貸与奨学金について

- ・ 学力基準および家計基準を満たす必要がある。

基準の種類	奨学金の種類	基準内容
学力基準	第一種 ①・②のいずれかを満たす必要あり	① 高校における申し込み時までの全科目の評定平均値が5段階評価で3.5以上である ② 住民税非課税世帯であるか、生活保護受給世帯である、または社会的養護を必要とし、大学等における学修に意欲がある
	第二種	高校における申し込み時までの全科目の成績が平均水準以上である
家計基準	第一種 ①・②のいずれかを満たす必要あり	① 生計維持者（父母）の年収が第一種奨学金の収入基準以下である ② 住民税非課税世帯であるか、生活保護受給世帯である、または社会的養護を必要としている
	第二種	生計維持者（父母）の年収が第二種奨学金の収入基準以下である
	併用貸与	生計維持者（父母）の年収が第一種・第二種併用貸与の収入基準以下である